

大和市火災予防条例の一部改正について

1 林野火災の予防に関する規定の追加

改正の背景

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁は、既存の火災警報に加えて、林野地域を指定し林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとし、全国的に統一した指標を火災予防条例（例）で示しました。

本市では、過去に火災警報を発令したことはありませんが、近年の異常気象下（極度の乾燥、強風）で全国各地の頻発する林野火災をうけ、今後、気象条件が発令条件に達する場合、林野火災警報等を発令し火の使用の制限を市民へ周知し火災危険を軽減する運用を図ります。

発令指標（条件）

林野火災注意報・警報及び火災警報は次の条件に該当した場合に発令します。

【林野火災注意報の発令指標】

次のいずれかに該当の場合に発令

- （１）前３日間の合計降水量が１mm以下かつ前３０日間の合計降水量が３０mm以下
- （２）前３日間の合計降水量が１mm以下かつ**乾燥注意報**が発表

【林野火災警報の発令指標】

- （１）林野火災注意報の発令指標に加え、**強風注意報**が発表されている場合

【火災警報の発令指標】

火災警報は、次の各号の１に該当する場合に発令

- （１）実効湿度が５０パーセント以下であって、最低湿度が２５パーセント以下となったとき。
- （２）平均風速１５メートル以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき。
- （３）前２号に準ずる気象状況で、火災の予防または警戒上特に危険であると認められるとき。

規制内容（どのような行為）

【林野火災注意報】

林野での「火の使用制限」

（火遊び・たき火・花火）（**努力義務**）

【林野火災警報】（罰則あり）

林野での「火の使用制限」

（火遊び・たき火・花火）（**禁止**）

【火災警報の対象地域】（罰則あり）

市内全域の屋外での「火の使用制限」

（火遊び・たき火・花火）（**禁止**）



制御不能な火（たき火）



制御可能な火（器具など）

※この分野での「火の使用制限」の対象は**屋外**で**制御不能**な火の取扱いのこと。

- ・屋内の火の使用は認められます。
- ・屋外でも制御可能な火の使用は認められます。（入切り可能な器具など・コンロ・炉）

※罰則：制限に違反したもの（消防法４４条１８号）３０万円以下の罰金又は拘留

対象地域（場所）

【林野火災注意報の対象地域】

神奈川県森林計画の市域の指定した地域【添付地図：参照】

【林野火災警報の対象地域】

林野火災注意報の対象地域と同じ

【火災警報の対象地域】

市内全域

2 簡易サウナ設備に関する規定の改正

改正の背景

近年のサウナ人気の影響を背景に、従来の浴場等の建築物に設置されたサウナとは異なり、屋外などのテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加しています。

現行のサウナ設備の基準は浴場等の建物内に設置することを想定したものであるため、これらの簡易なサウナ設備に適応した基準を定める必要が生じました。



改正の主な内容

- （１）「簡易サウナ設備」を新たに定め、可燃物からの離隔距離、安全装置の設置を規定。
- （２）従来からのサウナ設備を「一般サウナ設備」に変更。
- （３）火を使用する設備等の設置届出について「簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く）」を追加

3 住宅における火災の予防の推進に関する規定の改正

改正の背景

大規模地震の際には電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを軽減するため防災基本計画において感震ブレーカーの普及が位置づけられたため、普及促進に努める必要が生じました。

改正の主な内容

住宅における火災予防の促進について、出火防止等に資する物品として、「感震ブレーカー」を加えます。

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

